

ニュースリリース

令和3年8月16日

佐賀県信用金庫協会

令和3年8月の集中豪雨により被害を受けられた皆様へ

この度の豪雨により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

被災された皆さまには、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

佐賀県信用金庫協会（佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫）では、被災されたお客さまに下記のお取扱いをさせていただきますので、お知らせいたします。

記

- (1) 預金証書、通帳、届出の印鑑を紛失された場合でも、預金者ご本人であることを確認させていただいたうえで払い戻し等の手続きをいたします。
- (2) ご事情により定期預金・定期積金等の満期日到来前の解約についても承ります。
- (3) 今回の災害により、支払期日が経過した手形の取立てのご相談については、お取引窓口へお申し出ください。
- (4) 今回の災害により汚れた紙幣を引き換えいたします。
- (5) 被災された方に対する災害復旧、応急資金等に関する各種ご融資については最寄りの窓口へお申し出ください。
- (6) 被災に係るその他金融に関するご相談についても、最寄りの窓口へお申し出ください。

以上

【本件についてのお問い合わせ】

各信用金庫のお取引店窓口もしくは営業担当者までお問い合わせください。